

スポーツ安全協会要覧

2020▶2021



1 概要	1
2 保険のしくみ	3
3 保険の加入者	5
4 傷害保険	7
5 賠償責任保険	9
6 突然死葬祭費用保険	11
7 組織・運営	12
8 協会のおゆみ	13

1

概要

設立

スポーツ安全協会は、文部省（現文部科学省）や日本体育協会（現日本スポーツ協会）の尽力によって、昭和45年（1970年）12月10日に設立された営利を目的としない公益法人です。また、平成24年4月1日には、内閣府よりスポーツ及び社会教育の振興に寄与することを目的とした公益財団法人の認定を受けています。

目的

公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ活動及び社会教育活動（以下『スポーツ活動等』という。）の普及奨励を図り、スポーツ活動等における安全の確保に関する事業、スポーツ活動等に伴って生じる傷害に対処するための事業等を行い、もって、スポーツ及び社会教育の振興に寄与することを目的としています。

事業

公益財団法人スポーツ安全協会は、次の事業を行っています。

- (1) スポーツ活動等の普及振興に関すること。
- (2) スポーツ活動等における事故防止の推進に関すること。
- (3) スポーツ活動等を行う者のためのスポーツ傷害団体保険契約の締結及びこれに伴う保険契約者としての必要な業務に関すること。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

事業内容 1 スポーツ等生涯学習活動に対する傷害保険等の補償事業

「スポーツ安全保険」は、誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、公益財団法人スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。

事業内容 2 社会教育活動を行う法人に対する賠償責任保険の補償事業

「スポーツ・文化法人責任保険」は、スポーツ活動、文化活動、地域活動、ボランティア活動、学童保育等の社会教育活動の遂行によって生じた対人・対物事故等により、法人が法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する保険です。

事業内容 3 スポーツ活動及び社会教育活動中の安全指導・事故防止事業

(1) 「ジュニアスポーツフォーラム」の共催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団及び日本スポーツ法学会と共催で、ジュニアスポーツに関わる指導者及びスポーツ少年団リーダーの資質向上を図るとともに、スポーツ活動に欠かすことのできない安全・安心な環境の整備に資するために、指導者・リーダー及び法律実務家、研究者が一堂に会し、フォーラムを開催しています。

(2) 総合型地域スポーツクラブ連携支援事業

公益財団法人日本スポーツ協会が推進している、総合型地域スポーツクラブ連携支援事業を助成しています。

(3) 救急ハンドブックの改訂・配布

平成30年度（2018年度）に「救急ハンドブック」を改訂し、関係機関・団体に配布しています。また、協会ホームページからも閲覧できるようになっています。

(4) 「スポーツ外傷・障害予防ガイドブック」の刊行・配布

平成28年度（2016年度）に公益財団法人日本スポーツ協会と共同で刊行し、関係機関・団体に配布しています。また、協会ホームページでも閲覧できます。

(5) 「スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ」の刊行・配布

スポーツ安全保険の加入状況と事故概況をまとめた統計データを毎年作成し、広く配布して事故防止の注意喚起に努めています。

(6) スポーツ指導者研修会、講習会等の開催

各都道府県支部において、地域スポーツ指導者、少年スポーツ指導者等を対象とした研修会、講習会を開いています。



事業内容 4 スポーツ等生涯学習活動の普及振興事業

(1) 生涯スポーツ・体力づくり全国会議の共催

生涯スポーツの振興を目的に、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合、公益財団法人日本体育施設協会等とともに共催者として開催に参画しています。

(2) スポーツ普及奨励助成事業

平成23年度(2011年度)から、スポーツ活動等の普及奨励を図るため実施しており、HP上などから広く公募し、「スポーツ普及奨励助成事業審査委員会」における審議を経て採択しています。

〈令和2年度助成事業一覧〉

No.	団体名	対象事業名
1	(公財) 日本スポーツ協会	令和2年度スポーツ少年団ブロック交流大会
2	(公財) 日本レクリエーション協会	全国一斉あそびの日キャンペーン2020
3	(公社) 全国スポーツ推進委員連合	第61回全国スポーツ推進委員研究協議会
4	(公社) 日本女子体育連盟	JAPEW オータムセミナー 2020
5	(公財) 日本体育施設協会	令和2年度ブロック別体育施設研究協議会
6	(公財) 日本スポーツクラブ協会	第13回スポーツクラブサミット
7	(公社) 日本カヌー連盟	令和2年度全国少年少女カヌー大会
8	(公財) 日本ソフトボール協会	第34回全日本小学生男子・女子ソフトボール大会
9	(公財) 日本バドミントン協会	第37回全日本シニアバドミントン選手権大会
10	(公財) 全日本軟式野球連盟	第37回全日本少年軟式野球大会
11	(公財) 日本ハンドボール協会	第28回全日本マスターズハンドボール京田辺・豊田大会
12	(一財) 日本ドッジボール協会	第7回全日本女子総合選手権
13	(公社) 日本ホッケー協会	第18回全日本マスターズホッケー大会
14	(公財) 全日本ボウリング協会	第19回全日本視覚障害者ボウリング選手権大会
15	(公財) 日本ゲートボール連合	2020年度全国高等学校ゲートボール選手権大会
16	(公財) 全日本空手道連盟	第16回全日本障がい者空手道競技大会
17	(公社) 日本ボート協会	セーフティアドバイザー講習会
18	(公財) 全日本柔道連盟	2020年日本ベテランズ国際柔道大会(第17回日本マスターズ柔道大会)
19	(公財) 日本相撲連盟	第31回全国都道府県中学生相撲選手権大会
20	(公財) 日本ゴルフ協会	2020年度(第11回)JGA杯J-sysゴルフ選手権
21	(公財) 日本アイスホッケー連盟	インラインホッケー全日本選手権大会(第22回Aプール、第23回Bプール・Lプール)
22	(公社) 日本一輪車協会	2020 全日本一輪車競技大会
23	(一社) 日本インドアカ協会	第15回全日本シニアインドアカ大会
24	(一社) 日本スキムボード協会	SKIM CAMP東海～未来へ繋ごう! 日本から世界へ～
25	(一社) 日本サーフィン連盟	第28回ジュニアオープンサーフィン選手権大会(2020)
26	(一社) 日本キンボルススポーツ連盟	第5回キンボルススポーツマスターズ大会
27	(公財) 日本ライフセービング協会	全日本ジュニア/ユースライフセービング・プール競技会
28	(一社) 全日本ノルディック・ウォーク連盟	JNWL 全国統一指導員研修会
29	(一財) 日本ビーチサッカー連盟	第6回Beach Soccer 地域リーグチャンピオンシップ
30	NPO法人日本フロアホッケー連盟	第9回ユニバーサルフロアホッケー西日本大会
31	(一社) 日本社会人バスケットボール連盟	第3回日本社会人レディースバスケットボール交流大会(東・中・西地域)
32	(一社) 大日本武徳会	創立125周年記念第6回世界武徳祭及び第58回全国武徳祭
33	(一社) 四国サッカー協会	第14回シニア四国チャンピオンカップ
34	(一社) 北海道フロアボール普及プロジェクト	北海道フロアボール大会2020春・秋
35	(公財) 京都府公園公社	2020年京都府・福島県・宮城県・岩手県青少年交流事業(東京オリンピック・パラリンピック記念)
36	NPO法人コットンウェイ硬式野球倶楽部	第12回SLの走る街「コットンカップ」大会
37	NPO法人スクラム釜石	第9回ともだちカップ～東北復興はラグビーと共にあり～
38	(一社) 東北サッカー協会	高宮宮杯JFA U-15 サッカーリーグ2020東北みちのくリーグ
39	(一社) 若林シーサイドマラソン	第5回若林シーサイドマラソン
40	(一社) 日本マスターズ水泳協会	第37回日本マスターズ水泳選手権大会(競泳競技)

(令和2年3月5日採択)

2

スポーツ安全保険のしくみ

昭和46年度（1971年度）から、スポーツ活動や社会教育活動の際に起きる事故を補償する事業として「スポーツ安全保険」を実施し、普及につとめています。

この保険は、加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体・グループの構成員を被保険者（補償の対象となる方）とし、公益財団法人スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社とする損害保険会社8社（令和2年4月1日現在）との間に、傷害保険（突然死葬祭費用担保特約付）と賠償責任保険を一括契約しています。

また、この保険は、スポーツ活動のみならず、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動、学童保育、指導活動等を行う団体やグループの活動（社会教育活動）を対象としています。

被保険者

加入した団体・グループの構成員を被保険者とします。

ただし、賠償責任保険では、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者等の法定監督義務者を被保険者とします。

保険期間

毎年4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時までです。（申込受付は3月から）

4月1日以後の申込みは、加入手続き完了日の翌日の午前0時より有効ですが、終期は前記と同様3月31日午後12時です。

加入区分・掛金・補償額（令和2年度）

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額
					死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む))	▶スポーツ活動 ▶文化活動・ボランティア活動・地域活動	A1	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 1億円	180万円
	▶上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中とその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動など）の補償額	AW	1,450円		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算 1事故 5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	
				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算 1事故 500万円	対象外	
大人 (高校生以上)	▶スポーツ活動 (指導・審判を含む)	C	1,850円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は 1人 1億円 ※自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象となりません。	180万円
		B	1,200円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	▶文化活動・ボランティア活動・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団体員の送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	A2	800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	▶危険度の高いスポーツ活動（指導・審判を含む） (アメリカンフットボール、山岳登山など)	D	11,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		
WEB限定 全年齢	▶短期スポーツ教室（開催期間3か月以内のスポーツ教室）の活動		800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

※「令和2年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の満年齢を基準とします。

年間掛金には制度運営費（10円）が含まれます。

対象となる事故の範囲

① 団体での活動中 ▶ 加入手続きを行った「団体の管理下」における団体活動中の事故

② 団体活動への往復中 ▶ 加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

「団体管理下」とは、日時、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。

具体的には、活動場所に集合してから、準備をし、活動を実施（その間の移動中や休憩中を含みます。）し、後始末をし、解散するまでの間です。

活動場所への集合

▶ 準備

▶ 活動

▶ 後片付け

▶ 解散

また、合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります。

なお、学校管理下の事故には適用されません。

加入手続き

加入依頼書による加入

各都道府県の指定金融機関を通じ、スポーツ安全協会各支部で加入受付を行っています。

インターネットによる加入

インターネット加入依頼システム「スポ安ねっと」を運用（スポーツ安全協会本部で加入受付）しています。「スポ安ねっと」に限り、コンビニエンスストアまたはPay-easyで掛金を支払うことができます。

インターネット加入限定

- ① 全年齢対象の「短期スポーツ教室（開催期間3ヶ月以内のスポーツ教室）」加入区分があります。
- ② 加入者が200名以上の構成員が所属する団体で、一定の利用条件を全て満たす団体の中途加入を対象とした、「翌月一括手続方式」があります。

国内損害保険会社の協力

スポーツ安全保険は、次の国内損害保険会社8社の全面的な協力で運営されています。

共同引受保険会社

あ	い	お	い	ニ	ッ	セイ	同	和	損	害
共		栄					火		災	
損	保	ジ		ヤ			パ		ン	
大		同					火		災	
東	京	海		上			日		動	
日		新					火		災	
三	井	住		友			海		上	
A	I	G		損					保	

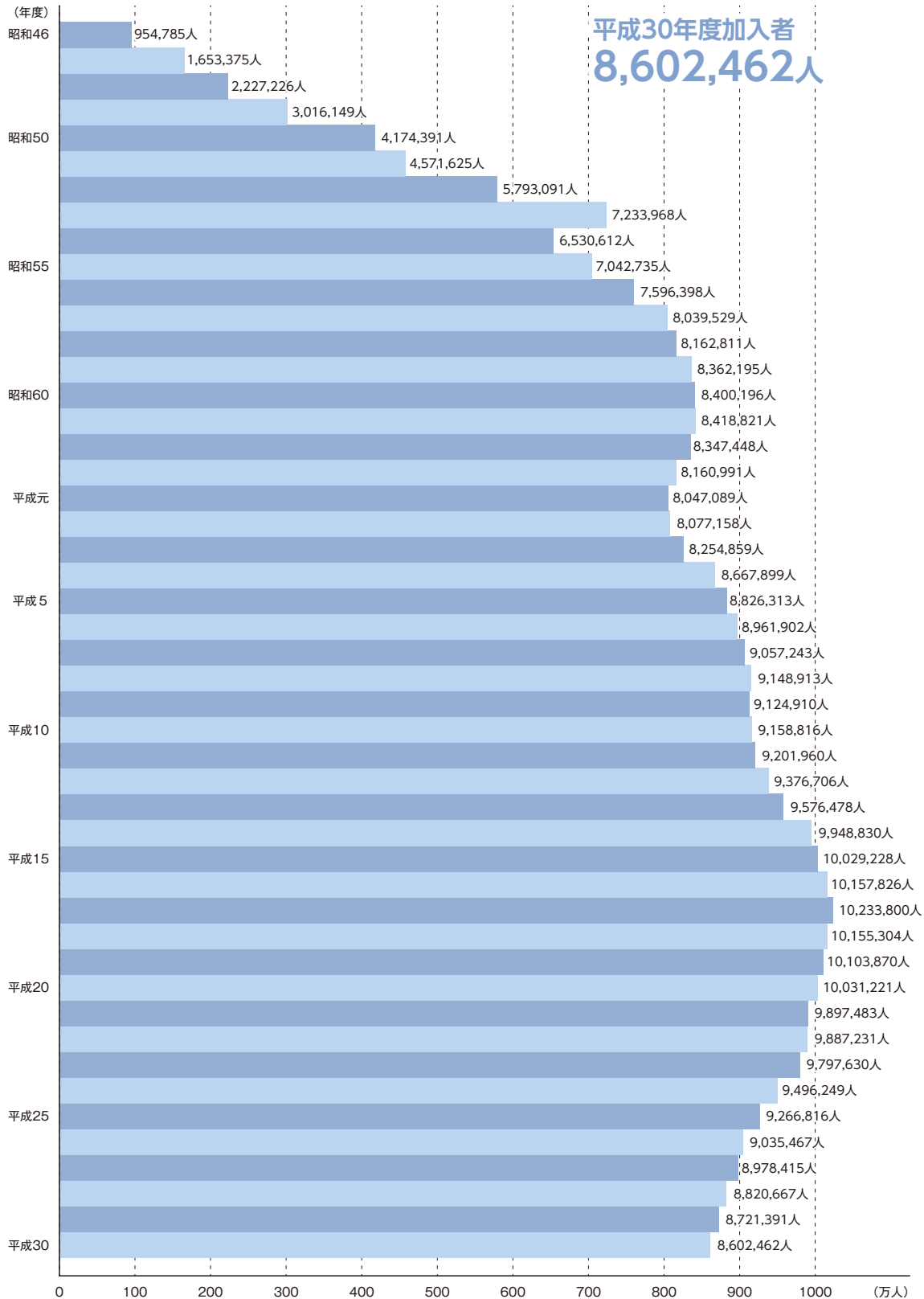
(令和2年4月1日現在)



3

スポーツ安全保険の 加入者について

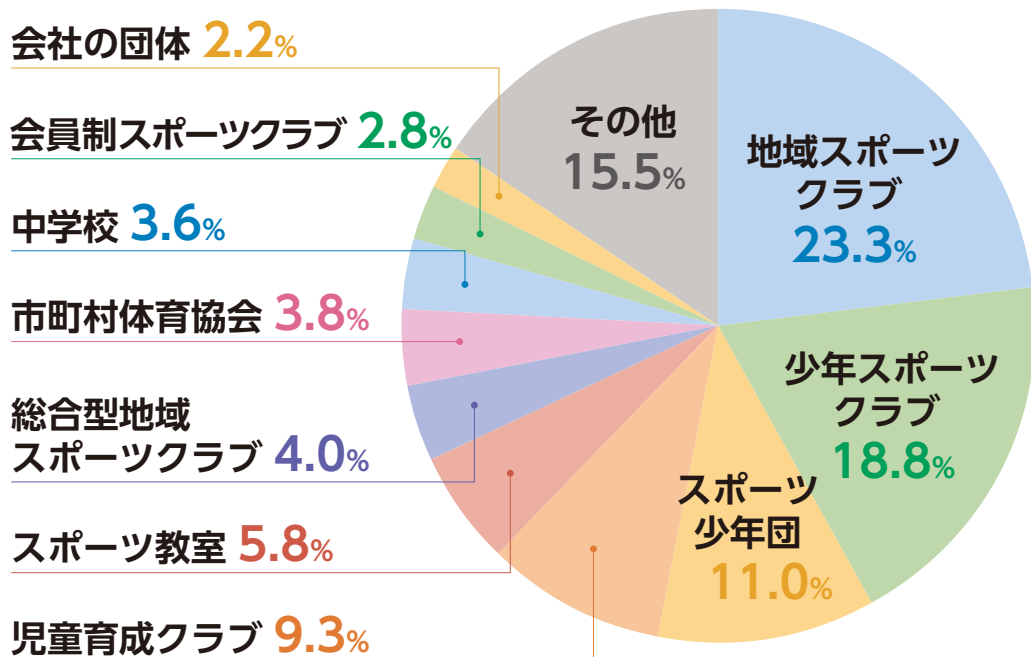
1 加入者の年度別推移



2

所属団体別加入状況 (平成30年度)

所属団体区分	加入人数	割合
地域スポーツクラブ	2,004,187	23.3%
少年スポーツクラブ	1,616,727	18.8%
スポーツ少年団	945,686	11.0%
児童育成クラブ	798,740	9.3%
スポーツ教室	497,285	5.8%
総合型地域スポーツクラブ	341,439	4.0%
市町村体育協会	324,919	3.8%
中学校	312,594	3.6%
会員制スポーツクラブ	237,918	2.8%
会社の団体	185,344	2.2%
大学	163,927	1.9%
子ども会	155,795	1.8%
官公庁の団体	151,957	1.8%
文化活動	149,534	1.7%
小学校	133,780	1.6%
ボランティア活動	61,714	0.7%
幼稚園・保育所	44,492	0.5%
高等学校	43,534	0.5%
PTA	29,095	0.3%
指導者	28,506	0.3%
社会教育教室	26,679	0.3%
スポーツ推進委員	21,729	0.3%
専修(専門)学校	4,872	0.06%
特別支援学校	2,572	0.03%
短期大学	824	0.01%
高等専門学校	710	0.01%
その他	317,903	3.7%
合計	8,602,462	100.0%



※本誌5頁～11頁のグラフ・表については、「平成30年度スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ」より引用。

4

スポーツ安全保険の 傷害保険

平成30年度の傷害保険支払件数（平成30年度加入者における、平成30年4月1日から令和元年12月31日までの支払件数）は、166,455件です。

各内訳は、以下の通りです。

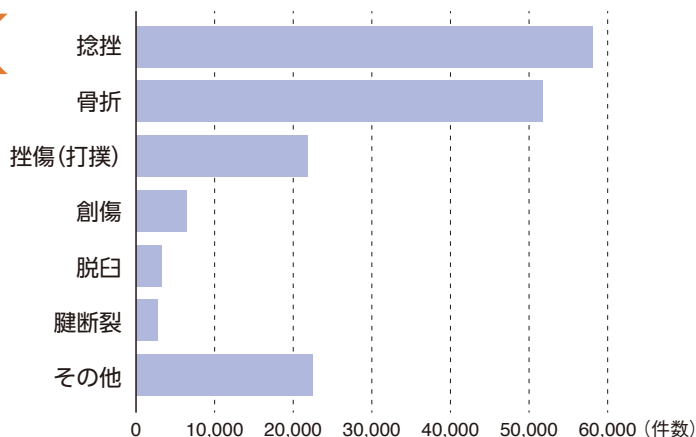
1 傷害保険金支払内容

支払内容		件数(注)	支払総数に占める割合
入・通院 保険金	通院のみの傷害	153,344	92.1%
	入院を伴う傷害	13,108	7.9%
死亡保険金		15	0.01%
後遺障害保険金		408	0.25%

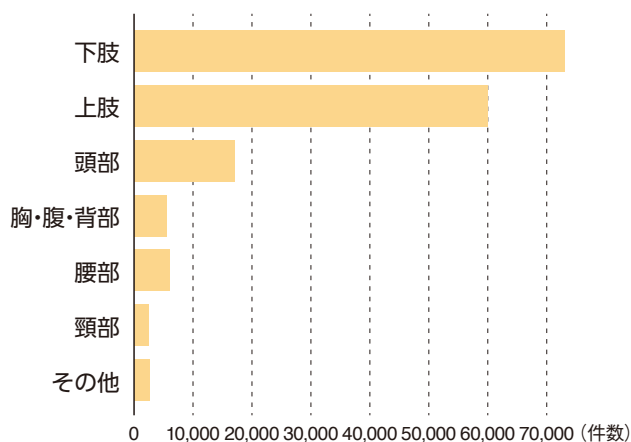
(注) 入・通院保険金の件数と死亡保険金及び後遺障害保険金の件数は、重複して支払われているものもあるため、支払総数の166,455件よりも多くなっています。

2 傷害種別事故発生状況

傷害種別	件数	割合
捻挫	58,137	34.9%
骨折	51,658	31.0%
挫傷(打撲)	21,817	13.1%
創傷	6,384	3.8%
脱臼	3,212	1.9%
腱断裂	2,750	1.7%
その他	22,497	13.5%
合計	166,455	100.0%

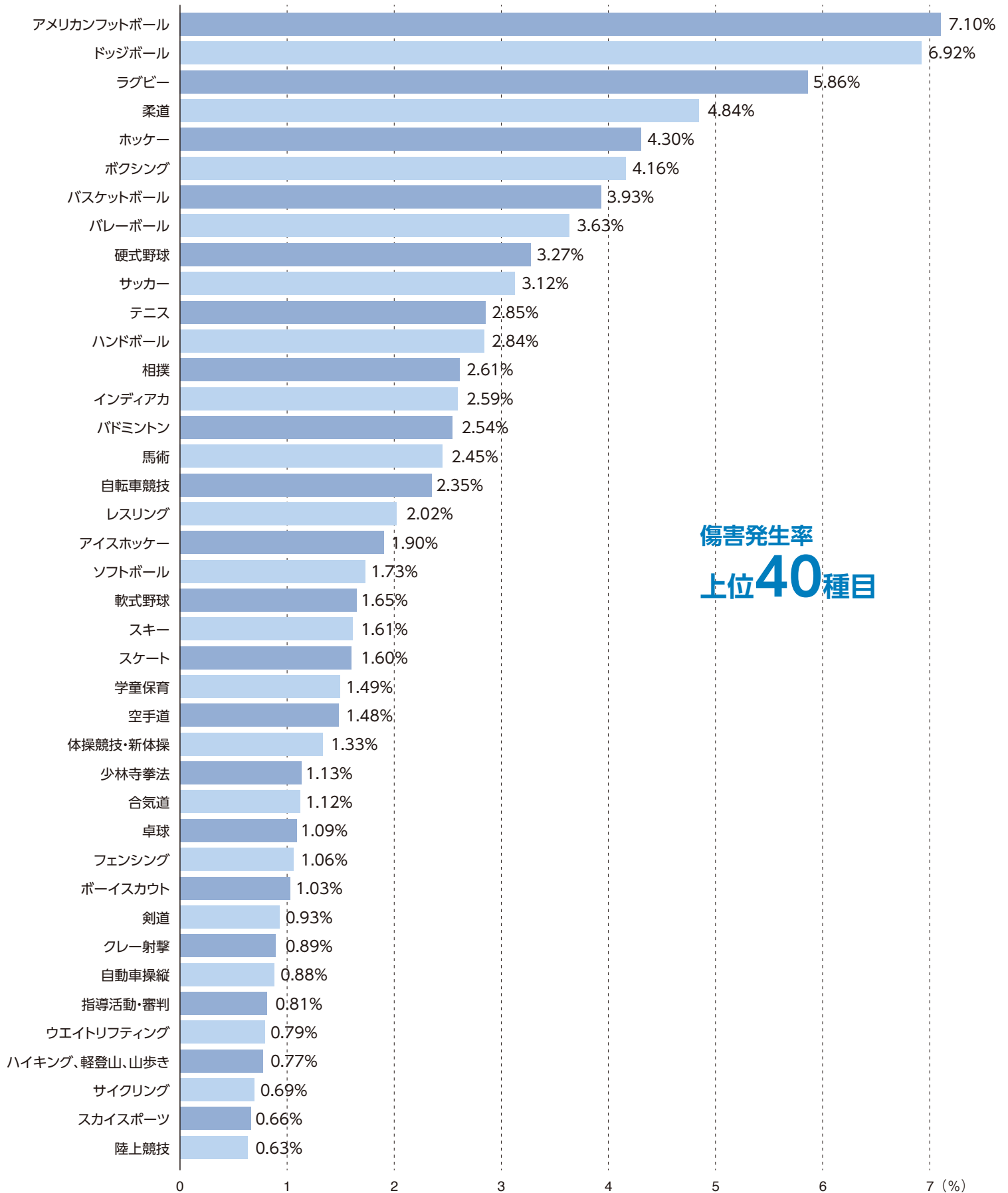


3 傷害部位別事故発生状況



傷害部位		件数	割合
頭部	頭部	4,308	2.6%
	頭部(目)	4,210	2.5%
	頭部(歯)	2,158	1.3%
	頭部(その他)	6,306	3.8%
頸部		2,414	1.5%
胸・腹・背部		5,486	3.3%
腰部		5,951	3.6%
上肢	肩・上腕	8,092	4.9%
	肘	5,299	3.2%
	前腕	3,738	2.2%
	手関節	10,772	6.5%
	手	3,181	1.9%
	手指	28,917	17.4%
下肢	大腿	5,002	3.0%
	膝	17,381	10.4%
	下腿	6,883	4.1%
	足関節	25,070	15.1%
	足	9,433	5.7%
	足指	5,663	3.4%
下肢(その他)		3,556	2.1%
その他		2,635	1.6%
合計		166,455	100.0%

4 種目別事故発生状況



5

スポーツ安全保険の 賠償責任保険

1 活動中の事故

平成30年

練習試合会場にてテントを設営している最中に突風が吹き、
テントが飛ばされて駐車車両に接触。損傷させた。

賠償金 456,678円



平成30年

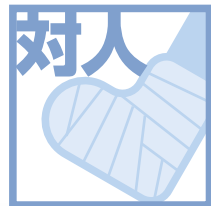
環境美化団体にて草刈り作業中に転倒。使用していた草刈り機の刃先が被害者に接触して
ケガをさせた。

賠償金 3,900,000円

平成30年

少年軟式野球の練習中、投げたボールが逸れてしまい、
施設窓ガラスに直撃し破損させた。

賠償金 105,840円



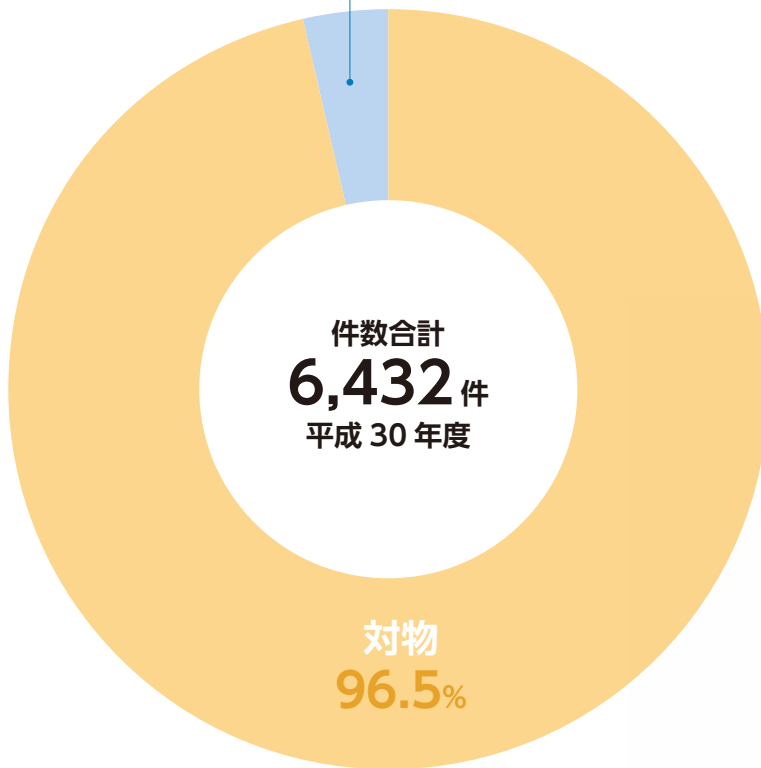
平成30年

スノーボードサークルでゲレンデ滑走中に、前方の滑走者に接触し転
倒させてケガをさせた。

賠償金 2,259,174円



対人 3.5%



種別	件数	割合
対物	6,208	96.5%
対人	224	3.5%
合計	6,432	100.0%

(平成30年度)



2 往復中の事故



平成30年

バスケットボールからの帰宅途中、前を走っていた被害者自転車を左側から追い抜いて右折したため、被害者を巻き込んで転倒させた。

賠償金 **1,471,833**円

平成30年

大会へ向かう途中の乗り合い車内にて嘔吐してしまい、車内を汚損させた。

賠償金 **52,200**円



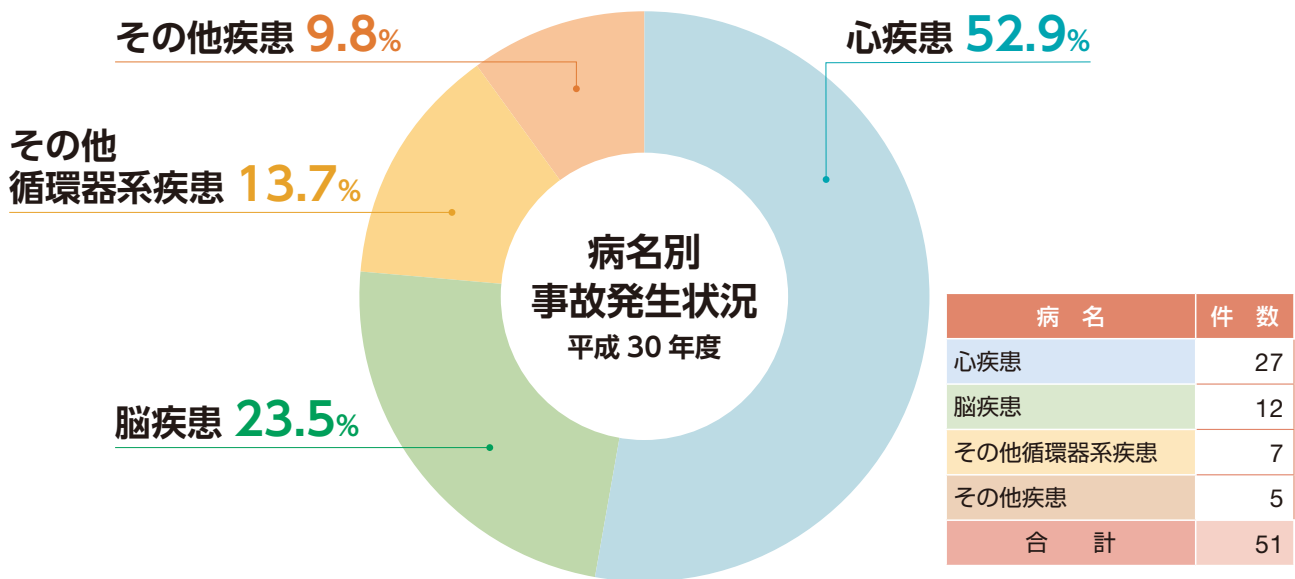
6

スポーツ安全保険の 突然死葬祭費用保険

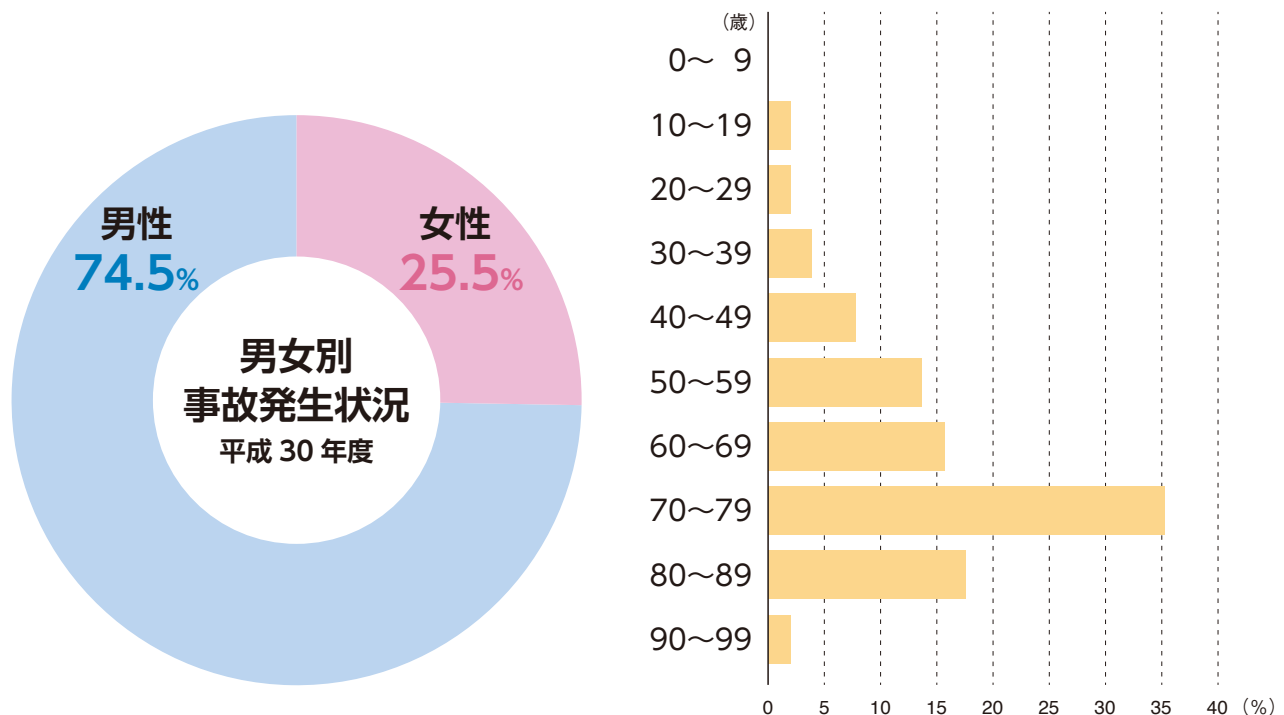
団体の活動中及び往復中に発生した、加入者の突然死に際し、親族が負担した葬祭費用を180万円を限度に補償しています。

突然死の死亡原因は、心臓疾患が多く、その中でも「(急性)心筋梗塞」や「(急性)心不全」が多くなっており、脳疾患では、「くも膜下出血」や「脳内出血」が多くなっています。

また、年齢別でみると、70歳代での発生事例が最も多く、次いで80歳代60歳代の順となっており、50～80歳代で全体の80%となっています。なお、性別でみると、男性の発生事例が多く、全体の3分の2程度を占めています。



平成30年度 年齢別事故発生割合



スポーツ安全保険の 組織・運営



スポーツ安全協会は、本部を東京都に、支部を各都道府県に置いて事業を行っています。
なお、支部は都道府県体育・スポーツ協会等で業務を行っています。(所在地は裏表紙参照)

理事・監事及び評議員名簿 (令和2年6月22日現在)

会 長	工藤 智規	公益財団法人スポーツ安全協会 会長		
副 会 長	村田 芳子	公益社団法人日本女子体育連盟 顧問		
専務理事	上月 正博	公益財団法人スポーツ安全協会 専務理事		
常務理事	関 美知夫	公益財団法人スポーツ安全協会 常務理事		
理 事	岩崎 賢二	一般社団法人日本損害保険協会 専務理事		
	大河原嘉朗	公益財団法人日本中学校体育連盟 専務理事		
	小田原一記	公益財団法人日本レクリエーション協会 専務理事・事務局長		
	金森 越哉	公立学校共済組合 理事長		
	坂元 要	公益財団法人日本水泳連盟 副会長・専務理事		
	高畑 崇久	公益財団法人東京都体育協会 理事		
	内藤 信	全国連合小学校長会 事務局長		
	奈良 隆 細矢 隆義	公益財団法人全国高等学校体育連盟 専務理事 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合 事務局長		
監 事	泉 正文	公益財団法人日本スポーツ協会 副会長・専務理事		
	寺本 聡	東京海上日動火災保険株式会社 理事 経理部長		
	堀部 定男	公益財団法人日本体育施設協会 専務理事		
評 議 員	青木 通夫	一般財団法人日本ドッジボール協会 事務局長	建部 彰弘	公益財団法人日本アイスホッケー連盟 事務局長
	浅岡 武	公益財団法人日本バドミントン協会 監事	谷本 良子	公益財団法人全日本なぎなた連盟 理事
	浅倉 信行	公益財団法人日本自転車競技連盟 事務局長	田部 勝	公益財団法人日本卓球協会 事務局長
	阿部 憲二	公益社団法人日本馬術連盟 事務局長	戸渡 速志	一般社団法人国立大学協会 常務理事・事務局長
	天野 好人	公益財団法人日本スケート連盟 専務理事	内藤 雅之	公益財団法人全日本大学野球連盟 常務理事・事務局長
	石川 信子	公益財団法人日本スポーツクラブ協会 理事	中里 壮也	公益財団法人全日本柔道連盟 専務理事
	井上 弘	一般財団法人少林寺拳法連盟 理事・東京事務所所長	中野真輝子	公益社団法人日本一輪車協会 常務理事・事務局長
	植芝 充央	公益財団法人合気会 専務理事	中村 健治	公益財団法人日本ゲートボール連合 常務理事
	大橋 則一	公益財団法人日本ハンドボール協会 常務理事	中村 康夫	公益社団法人日本ホッケー協会 専務理事
	大村 雅一	公益財団法人日本セーリング連盟 常務理事	長澤 恵一	公益財団法人日本サイクリング協会 代表理事
	尾形 好雄	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 専務理事	永山真智子	公益財団法人日本テニス協会 事務局長
	押塚登真夫	一般社団法人日本インディアカ協会 会長	野際 照章	公益財団法人日本ソフトテニス連盟 専務理事
	葛西 順一	公益社団法人全国大学体育連合 専務理事	灰西 克博	公益財団法人日本バレーボール協会 業務推進室副室長
	菊池 浩吉	一般社団法人日本ボクシング連盟 副会長・事務局長	原田 茂樹	公益財団法人全日本弓道連盟 事務局長
	岸尾 政弘	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟 事務局長	東川 勝哉	公益社団法人日本PTA全国協議会 顧問
	栗原 茂夫	公益財団法人全日本空手道連盟 副会長	藤川 健治	公益財団法人日本レスリング協会 評議員
	小出 秀文	日本私立大学協会 常務理事・事務局長	藤野 強	公益財団法人日本カヌー連盟 常務理事
	小松 茂喜	日本私立短期大学協会 常任理事・事務局長	松原 徹	一般財団法人全日本剣道連盟 総務部門主幹
	小林 英夫	公益財団法人全日本スキー連盟 理事	南 和文	公益財団法人日本相撲連盟 会長
	後藤 祐子	バスケットボール・コーポレーション株式会社 取締役	山本 哲哉	公益社団法人全国子ども会連合会 常務理事
	坂下 嬢子	一般社団法人日本私立大学連盟 事務局長	山本 満	公益財団法人全日本軟式野球連盟 理事
	崎坂 徳明	公益財団法人日本野球連盟 特別専門職参与	湯川 和之	公益財団法人日本サッカー協会 事務総長
	鈴木 英穂	公益財団法人日本陸上競技連盟 管理部長	横田 博之	公益財団法人日本ソフトボール協会 理事・事務局長
	園山 和夫	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 会長	渡辺 一郎	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 理事
	竹内 輝明	公益財団法人日本体操協会 副会長		

8

スポーツ安全協会の あゆみ

昭和45.12.10 1970 ●財団法人スポーツ安全協会設立（文部大臣許可）
●スポーツ活動及び社会教育活動の普及奨励と事故補償制度への加入者の受付等の事務を処理するため、各都道府県に支部を設置

昭和46.2.10 1971 ●大蔵省からスポーツ安全協会傷害保険が認可され、国内損害保険会社の共同引受で4月から補償事業を開始

区分	保険料 (1人年額)	死亡保険金	入・通院保険金 (日額)	フランチャイズ
1種	100円	30万円	300円	7日以上
2種	A	100万円	1,000円	14日以上
	B			
	C			

※加入最低人員は1種・2種とも10名以上

※フランチャイズとは、入通院の支払い義務発生要件

昭和51.4.1 1976 ●保険内容を改定

区分	保険料 (1人年額)	死亡・ 後遺障害	通院保険金 (日額)	入院保険金 (日額)	フランチャイズ
1種	300円	300万円	1,000円	1,500円	7日以上
2種	A				
	B				
	C				

昭和53.2.8 1978 ●加入者が500万人を突破（実加入者数5,793,091人）

昭和54.4.1 1979 ●学校の課外活動（クラブ活動及び部活動）が、学校管理下の活動に位置付けられたことによりスポーツ安全協会傷害保険加入の対象から除外、これにより昭和54年度の加入者は約100万人の減となった。

昭和60.4.1 1985 ●スポーツ安全協会傷害保険に「賠償責任保険」を自動付帯

昭和62.2.7 1987 ●「スポーツ安全協会傷害保険（賠償責任保険付）」の通称を「スポーツ安全保険」とした。

昭和62.4.1 1987 ●保険内容を改定

区分	保険料 (1人年額)	死亡・ 後遺障害	通院保険金 (日額)	入院保険金 (日額)	賠償責任
1種	A	1,200万円	1,200円	3,800円	対人賠償 1事故5,000万円 (免責1,000円) 対物賠償 1事故100万円 (免責1,000円)
	B				
	C				
2種	A				
	B				
3種	17,190円				

※加入最低人員を10人から5人に改定

平成2.4.1 1990 ●共済見舞金制度を新設するとともに保険内容を改定

区分	掛金 (1人年額)	死亡・ 後遺障害	通院保険金 (日額)	入院保険金 (日額)	賠償責任	共済 見舞金
1種	A	1,400万円	1,300円	4,000円	対人賠償 1事故1億円 (免責1,000円) 対物賠償 1事故500万円 (免責1,000円)	50 万円
	B	400万円	800円	1,800円		
	C	1,400万円	1,300円	4,000円		
2種	A	1,400万円	1,300円	4,000円		
	B	5,750円	1,300円	4,000円		
3種	9,900円	400万円	800円	1,800円		

※フランチャイズ7日を4日に短縮

平成4.4.1 1992 ●共済見舞金を100万円に改定

平成5.4.1 1993 ●保険内容を改定

区分	掛金 (1人年額)	死亡・ 後遺障害	通院保険金 (日額)	入院保険金 (日額)	賠償責任	共済 見舞金
1種	A	2,000万円	1,500円	4,000円	対人賠償 1人1億円 1事故5億円 (免責1,000円) 対物賠償 1事故500万円 (免責1,000円)	100 万円
	B	500万円	1,000円	1,800円		
	C	2,000万円	1,500円	4,000円		
2種	A	2,000万円	1,500円	4,000円		
	B	7,300円	2,000万円	1,500円		
3種	9,800円	500万円	1,000円	1,800円		

平成6.4.1 1994 ●共済見舞金を120万円に改定



平成8.4.1 1996 ●共済見舞金を140万円に改定

平成10.4.1 1998 ●従来の2種A・Bを1種Cと統合し、新たに区分Cとする。

区分	掛金 (1人年額)	傷害保険
A	450円	後遺障害を3,000万円に増額
B	800円	
C	1,400円	後遺障害を750万円に増額
D	9,000円	

平成12.4.1 2000 ●日射病、熱射病等の熱中症及び細菌性食物中毒を傷害保険で担保開始。

平成14.4.1 2002 ●AW(子どもワイド)保険を実施

平成15.4.1 2003 ●保険内容を改定
●B区分の死亡保険金額、後遺障害保険金額を変更
●共済見舞金を160万円に改定

団体	区分	掛金 (1人年額)	共済見舞金
子どもの 団体	A	500円	160万円 (AWは、団体活動中とその往復中以外の補償があるが、共済見舞金の対象とならない。)
	AW	1,050円	
	AC	1,000円	
	C	1,500円	
大人の 団体	A	500円	
	B	800円	
	C	1,500円	
	D	9,000円	

平成16.3.31 2004 ●加入者数が1,000万人を突破(実加入者数10,029,228人)

平成20.2.18 2008 ●インターネット加入依頼システム運用開始(2007試行)

平成21.4.1 2009 ●傷害保険は4日以上のフランチャイズを撤廃し、1日目から補償
●大人の団体、子どもの団体の区分を撤廃し、5名以上で各加入者の加入区分を選択のうえ加入できるよう変更
●B区分の対象を65歳以上に変更
●短期スポーツ教室の加入区分を新設(傷害保険金額はC区分と同様)
●翌一括手続方式(インターネット限定)を導入
●共済見舞金を180万円に改定

区分	掛金 (1人年額)	賠償責任	共済見舞金
A1	600円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円 (AWの団体活動中は上記限度額に対人・対物合算1事故500万円を加算、団体活動中以外は対人・対物合算1事故500万円) ※免責金額撤廃	180万円
AW	1,150円		
A2	600円		
C	1,600円		
AC	1,100円		
B	800円		
D	9,000円		
短期スポーツ教室	600円		

平成23.4.1 2011 ●共済見舞金制度を廃止し、突然死葬祭費用保険に変更

平成24.4.1 2012 ●公益財団法人へ移行
●掛金を改定

区分	A1	AW	A2	C	AC	B	D	短期スポーツ教室
掛金 (1人年額)	800円	1,450円	800円	1,850円	1,300円	1,000円	11,000円	800円

平成27.4.1 2015 ●スポーツ・文化法人責任保険運用開始

平成28.4.1 2016 ●スポーツ活動を行う65歳以上はB区分のみの加入に変更
●B区分の掛金を改定
●AC区分を廃止

区分	A1	AW	C	B	A2	D	短期スポーツ教室
掛金 (1人年額)	800円	1,450円	1,850円	1,200円	800円	11,000円	800円

※加入最低人員を5人から4人に改定

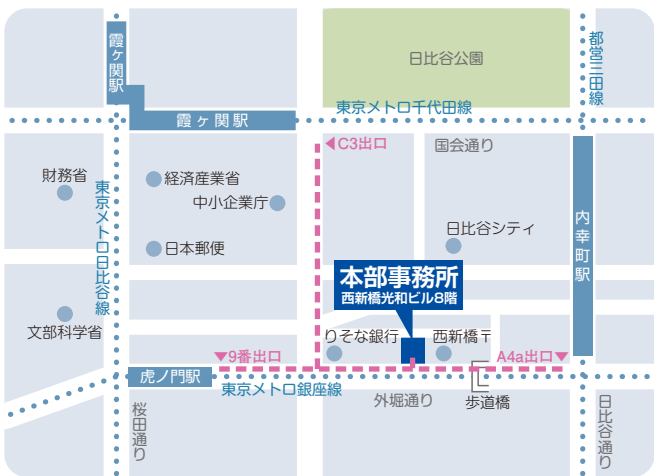
平成29.4.1 2017 ●掛金に制度運営費(10円)を導入

支部一覧

支部名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道支部	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内	011-820-1709
青森県支部	039-3505	青森市大字宮田字高瀬22-2 公益財団法人青森県スポーツ協会内	017-718-1136
岩手県支部	020-0133	盛岡市青山4丁目13番30号 公益財団法人岩手県体育協会内	019-648-0400
宮城県支部	981-0122	宮城県利府町菅谷字館40-1 宮城県総合運動公園内 公益財団法人宮城県スポーツ協会内	022-356-6066
秋田県支部	010-0974	秋田市八橋運動公園1番5号 秋田県スポーツ科学センター内 公益財団法人秋田県体育協会内	018-883-0360
山形県支部	990-2412	山形市松山2丁目11番30号 公益財団法人山形県スポーツ協会内	023-642-8321
福島県支部	960-8681	福島市中町8番2号 福島県自治会館6階	024-526-4600
茨城県支部	310-0911	水戸市見和1丁目356番地の2 茨城県水戸生涯学習センター分館内 公益財団法人茨城県体育協会内	029-297-7600
栃木県支部	321-0152	宇都宮市西川田4-1-1 栃木県総合運動公園第2陸上競技場内 公益財団法人栃木県スポーツ協会内	028-612-5178
群馬県支部	371-0047	前橋市関根町800番地 群馬県総合スポーツセンター本館内 公益財団法人群馬県スポーツ協会内	027-237-0832
埼玉県支部	362-0031	上尾市東町3-1679 スポーツ総合センター内	048-779-9580
千葉県支部	263-0011	千葉市稲毛区天台町323番地 千葉県総合スポーツセンター内 公益財団法人千葉県スポーツ協会内	043-254-0075
東京都支部	160-0013	新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square 10階 公益財団法人東京都体育協会内	03-5738-7577
神奈川県支部	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内 公益財団法人神奈川県スポーツ協会内	045-317-5350
新潟県支部	950-0933	新潟市中央区清五郎67-12 デンカビッグスワンスタジアム内 公益財団法人新潟県スポーツ協会内	025-287-8080
富山県支部	939-8252	富山市秋ヶ島183 富山県総合体育センター内 公益財団法人富山県体育協会内	076-429-1230
石川県支部	920-0355	金沢市稚日野町北222番地 公益財団法人石川県体育協会内	076-268-3100
福井県支部	918-8027	福井市福町3-20 福井県営体育館 公益財団法人福井県スポーツ協会内	0776-34-2719
山梨県支部	400-0836	甲府市小瀬町840 公益財団法人山梨県スポーツ協会内	055-243-3920
長野県支部	380-8570	長野市南長野字幡下692-2 長野県教育委員会事務局スポーツ課内	026-219-2474
岐阜県支部	502-0817	岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内 公益財団法人岐阜県スポーツ協会内	058-295-6360
静岡県支部	422-8004	静岡市駿河区国吉田5-1-1 公益財団法人静岡県スポーツ協会内	054-262-2999
愛知県支部	460-0007	名古屋市中区新栄1丁目49番10号 愛知県教育会館内 公益財団法人愛知県スポーツ協会内	052-264-4048
三重県支部	510-0261	鈴鹿市御園町1669番地 公益財団法人三重県スポーツ協会内	059-372-8100

支部名	郵便番号	所在地	電話番号
滋賀県支部	520-0807	大津市松本一丁目2-20 公益財団法人滋賀県スポーツ協会内	077-523-3860
京都府支部	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都府スポーツセンター(京都テルサ)内 公益財団法人京都府スポーツ協会内	075-692-3459
大阪府支部	556-0011	大阪市浪速区難波中3-4-36 大阪府立体育会館内 公益財団法人大阪府スポーツ協会内	06-6643-5234
兵庫県支部	650-0011	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 公益財団法人兵庫県体育協会内	078-332-2380
奈良県支部	630-8501	奈良市登大路町30 公益財団法人奈良県スポーツ協会内	0742-22-5791
和歌山県支部	640-8262	和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課内 公益財団法人和歌山県体育協会内	073-433-8390
鳥取県支部	680-8570	鳥取市東町1-220 公益財団法人鳥取県スポーツ協会内	0857-26-7802
島根県支部	690-0015	松江市上乃木10丁目4番2号 公益財団法人島根県体育協会内	0852-21-5388
岡山県支部	700-0012	岡山市北区いずみ町2-1-3 岡山県総合グラウンド体育館内 公益財団法人岡山県スポーツ協会内	086-201-3811
広島県支部	730-0011	広島市中区基町4番1号 公益財団法人広島県体育協会内	082-223-7865
山口県支部	753-8501	山口市滝町1-1 県政資料館2階 公益財団法人山口県体育協会内	083-921-6185
徳島県支部	770-0942	徳島市昭和町3丁目35番1 公益財団法人徳島県スポーツ協会内	088-655-3660
香川県支部	760-0004	高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館4F 公益財団法人香川県スポーツ協会内	087-833-1583
愛媛県支部	790-0843	松山市道後町2丁目9-14 愛媛県県民文化会館別館 公益財団法人愛媛県スポーツ協会内	089-911-1199
高知県支部	780-0850	高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎 公益財団法人高知県スポーツ協会内	088-820-1755
福岡県支部	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 福岡県立スポーツ科学情報センター 公益財団法人福岡県スポーツ協会内	092-622-5775
佐賀県支部	849-0923	佐賀市日の出2丁目1-11 佐賀県立スポーツ会館内 公益財団法人佐賀県スポーツ協会内	0952-30-7716
長崎県支部	852-8118	長崎市松山町2番5号 長崎県営野球場内 公益財団法人長崎県スポーツ協会内	095-845-2926
熊本県支部	861-8012	熊本市東区平山町2776 県民総合運動公園陸上競技場 公益財団法人熊本県スポーツ協会内	096-213-9015
大分県支部	870-0908	大分市青葉町1番地 県立総合体育館スポーツ交流館 公益財団法人大分県スポーツ協会内	097-552-0400
宮崎県支部	889-2151	宮崎市大字熊野字島山1443-12 宮崎県立スポーツ会館内 公益財団法人宮崎県スポーツ協会内	0985-55-3136
鹿児島県支部	890-0062	鹿児島市与次郎1丁目4-20 公益財団法人鹿児島県体育協会	099-813-1108
沖縄県支部	900-0026	那覇市奥武山町51-2 沖縄県体協スポーツ会館内 公益財団法人沖縄県スポーツ協会内	098-857-0017

※北海道、群馬県、神奈川県、福井県支部は、月曜日休み他、所在施設の休館日で平日が休みとなることがあります。



公益財団法人スポーツ安全協会

■ 本部事務所
〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
TEL. 03-5510-0022 / FAX. 03-5510-0020

《ホームページアドレス》
<https://www.sportsanzen.org>

案内
都営三田線 内幸町駅A4a出口より徒歩2分
東京メトロ銀座線 虎ノ門駅9番出口より徒歩3分
東京メトロ千代田線 霞ヶ関駅C3出口より徒歩4分

スポ安ねっと

詳しくは、公益財団法人スポーツ安全協会ホームページをご覧ください。

<https://www.sportsanzen.org>

または、**スポーツ安全協会**

「スポーツ安全保険」の加入手続きがインターネットでできます。

各種資料のご請求は公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ、またはお電話(☎0120-222-410)で受け付けております。

携帯電話から
資料請求ができます

